

三重県エネルギー価格等高騰対応 生産性向上・業態転換支援補助金のご案内

1. 事業目的

中小企業・小規模企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために実施する施設・設備の省エネルギー化・効率化や自己消費型再生可能エネルギー機器の導入などの経営向上に向けた取組を支援することを目的とします。

2. 公募期間

令和4年10月25日(火)～令和4年11月14日(月) ※消印有効

3. 補助内容

【対象者】三重県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業等（三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者）で、エネルギー価格等高騰の影響を受けている者。

【補助対象期間】交付決定日(令和4年12月上旬(予定))～令和5年2月28日(火)

【補助率】補助対象経費の1/2以内

期限内に納品・支払が完了する必要があります。

【補助限度額】10万円(下限)～200万円(上限)

4. 補助対象となる事業

エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために実施する以下の経営向上の取組

- (1) 省エネルギー機器や自己消費型再生可能エネルギー装置の導入等による生産性向上
- (2) 省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入による生産性向上
- (3) DXの導入による生産性向上
- (4) サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築
- (5) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- (6) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築
- (7) 新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化による販路開拓
- (8) 新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための販路開拓
- (9) その他エネルギー価格等の高騰の影響に対応するための取組

5. 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、「4. 補助対象となる事業」に要する広報費、展示会等出展費、開発費、借料、機械装置等費、外注費 など

※詳しくは『公募案内』の2ページ「5 補助対象経費等」をご確認ください。

6. 申請書類

- (1) 補助金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 経営向上計画書 (第1号様式の2)
- (3) 支出計画書 (第1号様式の3)
- (4) 役員等に関する事項 (第1号様式の4)
- (5) 直近1期分の財務諸表の写し
 - ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書
 - ・個人で青色申告の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、貸借対照表、損益計算書
 - ・個人で白色申告の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、収支内訳書
- (6) 法人の場合は、履歴事項全部証明書[※]の写し、個人の場合は、住民票抄本の写し
(交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの)

※申請書類については、三重県のホームページからダウンロードしてください。
※様式の送付を希望する場合は、下記「問合せ先」までご連絡ください。

7. 審査方法・基準・結果通知

審査は、対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、次の審査基準に基づき事業内容について実施し、申請者全員に郵送にて審査結果を通知します。

審査基準

- ①**必要性**：エネルギー価格等高騰の影響に対応した取組であるか。
- ②**目的性**：エネルギー価格等高騰等の影響緩和を意識して意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。
- ③**実現可能性**：事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- ④**有効性**：事業計画は、エネルギー価格等高騰に対する影響緩和の効果が期待されるものになっているか。
- ⑤**合理性**：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。
※令和3年度及び令和4年度の「三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金」に採択されていない申請者及び新規申請者については、加点措置を行います。

8. 本補助金の交付決定を受けた者の義務

本補助金の交付決定を受けた者は、申請時に作成した経営向上計画書(第1号様式の2)に基づいて「三重県版経営向上計画(ステップ2)」を策定し、速やかに(遅くとも令和5年1月末までに)公益財団法人三重県産業支援センターに提出し、年度内に認定を受けなければなりません。

※詳しくは、『公募案内』の5ページ「7 留意事項」をご確認ください。

9. 申請書提出先・問合せ先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階
公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課
三重県エネルギー価格等高騰対応 生産性向上・業態転換支援補助金 係
電話：059-253-1281 平日午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)。

必ず郵送にて
ご提出ください。